

川西市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) まちづくりの推進を図る活動の実績を示す書類
- (8) 法第119条に規定する業務に関する計画書（以下「業務計画書」という。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を目的とした活動を行う法人であること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、川西市内でまちづくりの活動の実績があること。
- (3) 川西市内に事務所を有し、川西市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地の区域内で活動を行っていること。
- (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制を有していること。
- (5) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な経済的基礎を有していること。

- (6) 関係行政機関及び民間組織等と十分な連携・調整を図ることができることと認められること。
- (7) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年3月27日条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を告示するものとする。

（変更の届出）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定により、当該届出に係る事項を告示するものとする。

3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議のうえ、変更後の内容を記した業務計画書を添えて都市再生推進法人業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

（指定の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、推進法人の指定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第3項の変更の届出により、業務を行わなくなったとき。
- (2) 推進法人から第3条第1項に規定する指定の取消しの申し出があったとき。
- (3) 推進法人が解散したとき。
- (4) 法第121条第2項の規定による命令に従わないとき。

2 市長は、法第121条第3項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。

3 市長は、法第121条第3項の規定により指定を取り消したときは、同条第4項の規

定により、その旨を告示するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。